

第4回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年2月19日(水) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委 員 長	佐 藤 栄 一	委 員	霜 鳥 榮 之
副 委 員 長	高 田 保 則	〃	天 野 京 子
委 員	渡 部 道 宏	〃	阿 部 幸 夫
〃	八 木 清 美	〃	小 嶋 正 彰

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長	関 根 正 明	副 議 長	堀 川 義 徳
-----	---------	-------	---------

7 説明員 0名

8 事務局員 3名

事 務 局 長	築 田 和 志	主 査	齋 木 直 樹
庶 務 係 長	堀 川 誠		

9 件 名

- 1) 令和2年第2回妙高市議会定例会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項
- 3) 協議事項
- 4) その他

○委員長（佐藤栄一） はい。おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

○委員長（佐藤栄一） 関根議長。

○議長（関根正明） 今年度最後の3月議会がせまってまいりました。議会運営について、皆様から御審議していただき、よりよい、効率よく進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1) 令和2年第2回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（佐藤栄一） それでは、1)、令和2年、第2回妙高市議会定例会の運営についてを議題とします。①会期について、②会期日割りについて、一括説明願います。

局長。

○事務局長（築田和志） おはようございます。それではお手元の資料に基づきまして、①会期について、及び②会期日割りについて御説明いたします。最初に別添資料5ページから7ページの付議予定案件をご覧ください。定例会に上程される案件でございます。議案第2号から11号までは新年度の各会計予算関係10件でございます。次に、12号から14号までは、令和元年度、補正予算3件となります。まず、議案第12号、令和元年度一般会計補正予算

第9号でございます。ここには、記載はございませんが、総額は5290万円の増額となる予定でございます。なお、国の総合経済対策予算を活用し、補正するものであります。年度内に契約し、繰り越すことが原則となっているほか、特に、小中学校の冷房設備に関しては、6月中に工事を完了しなければならないことから、総務文協委員会への付託なしで、即決で御検討いただきたいという申し出もでございます。この事業は、年度内に完了する見込みがないことから、繰越明許の設定を行うこととなろうかと思っております。次に、議案第13号でございます。令和元年度、一般会計補正予算第10号でございます。補正総額は、増減合わせて約3311万円程度の増額となります。主な内容ですが、1点目、マイナンバーカードの普及に伴う発行関係経費が増加するため、市負担金を補正するものでございます。市民税務課所管です。2点目、社会福祉に対する指定寄附金の受領に伴う積立金の補正、こちらは福祉介護課所管です。3点目、社会保障マイナンバー関連のシステム改修補助金を一般会計から国民健康保険特別会計で受け入れるため、減額補正するもの。こちらは、健康保険課所管です。4点目、当初予算予定の矢代頭首工が台風19号により損傷が拡大したことによる不足分の補正ということで、農林課所管となります。5点目、県営農業農村整備事業の事業費の調整と、国の補正予算による事業費増額に伴う市負担金の補正。こちらも農林課所管となります。6点目、最後です。新井用水頭首工の災害復旧に係る調査設計費で国の高率補助について、特定財源を補正するものでございます。こちらも農林課所管でございます。次に、議案第14号、令和元年度、国民健康保険特別会計補正予算、第2号でございます。社会保障・税番号制対応に係るシステム改修の減額と、外国人被保険者を管理するためのシステム改修費用について、増減で約120万円程度、減額補正するものでございます。次に、事件議決は1件です。議案第15号、妙高市過疎地域自立促進計画の変更について、企画政策課が所管でございます。内容は、過疎対策事業債の活用に伴う、妙高市過疎地域自立促進計画の変更ということで、議会の議決を求めるものでございます。次のページをご覧ください。次に、新年度施行の条例関係は11件でございます。現年度施行分につきましては、今回はありません。まず、議案第16号、妙高市職員定数条例の一部を改正する条例議定について、総務課所管でございます。平成23年度に規定した現行の条例上の職員定数と現在の実職員数に差が生じていることや、再任用職員や定年延長を考慮し、条例を改正するものでございます。次に議案第17号です。妙高市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議定について、こちらも総務課です。令和2年度から制度運用が始まる会計年度任用職員についても、地方公務員法の宣誓を行うにあたり、国や県に倣い、それぞれの職員にふさわしい方法で行えるよう、条例改正をするものでございます。次に、議案第18号、妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定です。こちらも総務課です。国家公務員に準じて支給している移転料や、着後手当等について規定するとともに、日帰りが可能となる新幹線利用等の実情を踏まえ、早朝出発の日当支給基準を定めるための条例改正となります。議案第19号です。妙高市印鑑条例の一部改正をする条例議定について、市民税務課所管です。内容は、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、印鑑登録資格の見直しを行うため、条例改正を行うものでございます。議案第20号です。妙高市営住宅条例及び妙高市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例議定について、こちら、建設課所管となります。民法の一部改正に伴い、不正行為による入居者に対する明渡請求に係る家賃精算の利息利率の見直し等について、県営住宅と同等とするため条例改正を行うものでございます。議案第21号でございます。妙高市医師養成修学資金貸与基金条例議定について、健康保険課所管です。市内の医療機関において、特に充実する必要がある診療科を対象に、将来的に当市の医療機関に勤務する医師や開業医を、開業医の確保を目的とした医学生に対し修学資金を貸与する基金を新たに設置するための条例制定でございます。次の議案第22号と、今ほどの21号は連動しております。議案第22号です。妙高市医師養成修学資金貸与条例議定について、同じく健康保険課です。その基金を利用する、貸与するものでございますが、市内の医療機関において、特に充実する必要がある診療科を対象に、将来的に、当市の医療機関に勤務する医師や開業医の確保を目的とした、医学生に対して

修学資金を貸与するための条例議定ということで、貸与条例等の制定ということになります。次に、議案第 23 号でございます。妙高市企業振興奨励条例の一部を改正する条例議定について、観光商工課が所管となります。こちらは、これまで、地域経済や雇用への効果検証を踏まえて、新規常用労働者数や、固定資産税の課税免除期間など、奨励措置の要件や内容の見直しを行うということで、条例改正をするものでございます。議案第 24 号です。妙高市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例議定でございます。こちらガス上下水道局でございます。令和 2 年度から制度運用が始まる会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、企業職員への準用事項を追加するための条例改正でございます。次に、議案第 25 号、ちなみこの次の議案第 26 号この二つにつきましては、あすの全員協議会で、詳細な説明がなされる予定となっております。まず、議案第 25 号ですが、妙高市水道事業給水条例の一部を改正する条例議定ということで、ガス上下水道局ですが、議案第 25 号及び 26 号は、今ほどの説明のとおりなんですけども、概要は、今後施設にかかる費用増加に対して、水道事業の健全な経営を確保する水道料金とするため、条例を改正するものでございます。議案第 26 号につきましては、簡易水道条例の一部改正でございます。同じく、ガス上下水道局ですが、今後の施設更新など、費用増加に対し、収益の改善を図る簡易水道料金とするため、条例を改正するものでございます。次に、人事関係は、任意同意が 1 件でございます。議案第 27 号妙高市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございます。総務課所管です。和泉昭夫さんの 3 月 31 日任期満了に伴うものでございます。次に、レジユメの 1 ページにお戻りいただきたいと思っております。以上のように、合計、トータル 26 件でございます。昨年はちなみに 38 件だったんですけども、26 件ということでございます。会期としましては、本会議 6 日、委員会が 3 日、休会日 14 日を含む 23 日が必要で、3 月の 2 日から 3 月 24 日までと考えております。次に、会期 23 日間を前提とした、②会期日割りについてでございますが、8 ページの日割り表を素案をご覧ください。3 月 2 日は 10 時開会、まず先に全員協議会を開催します。予定配布時には、9 時 20 分からとさせていただいておりましたが、後でまた報告させていただきますが、全協の案件が多いということで、余裕を持って 9 時 15 分からと変更させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。本会議は、新年度関係以外、令和元年度補正予算の提案があります。基本的には、それに対する総括質疑、委員会付託となります。質疑回数は 3 回、所管委員会の制限があります。ただし、一般会計の補正予算は 2 本ありまして、そのうちの 1 本、議案第 12 号ですが、学校へのエアコン設置等の補正予算であります。先ほど説明したとおり、国の経済対策ということで、早期の議決を求められており、審議方法については、後で、協議をお願いするということになっておりますので、よろしくお願いたします。そのほかに、国民健康保険特別会計の補正予算が 1 本となっております。3 月 5 日、6 日は、一般質問でございます。なお通告人数によりまして 6 日は休会となる場合がありますので御了承ください。次に 3 月 11、12 日は時間を早めて 9 時 30 分より、新年度予算関係議案の提案があり、それに対する通告による総括質疑がございます。質疑が終わった後に、委員会に付託されます。なお、当日 11 日ですけれども、午後 2 時 45 分から、東北の震災にかかわる黙祷があるかと思いますが、これは後ほどまた、議長のほうからお話があると思っておりますけども、予定をして御報告をさせていただきます。16、17、18 日は、10 時より委員会がございます。この委員会順につきましては、さきの 1 月 21 日の議会運営委員会において決定をさせていただいておりますので、よろしくお願をいたします。24 日は、最終日ですが、午前中に市内の小学校の卒業式が 9 時半からということになっております。午後 1 時から本会議を開催ということになります。各委員長報告、質疑の後、討論、採決となります。人事案件について上程され、提案説明、質疑、採決となります。固定資産評価委員会委員の人事案件につきましては、議会運営マニュアルによりまして、委員会付託は省略し、簡易採決と決めておられますので、よろしくお願いたします。欄外でございます。記載のとおり、一般質問の締め切りは、初日の 3 日前、2 月 26 日の正午、総括質疑締め切りは、一般質問前日の 3 月 4 日午後 3 時ということでございます。以上でございます。

す。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま、①会期について説明がありましたが、2月23日告示、3月2日招集、付議予定案件は26件となっております。この審議のため、合計23日間を要するというので、会期は3月2日から3月24日としたいものであります。この会計を前提とした日割りについては別紙のとおり説明がありました。①会期と、②会期日割りについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） お諮りします。①会期、②日割りについてはただいま説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。御異議なしと認め、会議と日割りについては、このように決定します。また、御異議なしと認め、委員会日程についてもこのように決定されました。次に一般質問の通告締め切りが2月26日正午。予算総括質疑の通告締め切りが3月4日、午後3時ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。御異議なしと認め、通告締め切りについてはこのように決定いたしました。お諮りします。一般質問と予算総括質疑の割り振りについては、通告順となります。必要日数は過去の例を見ながら決めることにしますので、日割りは、議会運営委員会を開会せずに、委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、一般質問、予算総括質疑の割り振りについてはこのように取り扱います。次に、③議事日程について、事務局より説明願います。事務局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは、議事日程について御説明いたします。レジュメ1ページの下段、③議事日程についてを御説明いたします。別紙の9ページ、10ページ、議事日程第1号をごらんください。日程として書いてございませんが、まず、市長の招集挨拶があります。議事日程の第1から第3につきましては、記載のとおりでございます。第4は、閉会中における委員会調査報告であり、議会運営委員会の報告ということになります。第5は、議案第15号につきましては、妙高市過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。大規模改修の計画を追加したいため、変更するものでございます。第6は、議案第12号については、後ほど、審議方法を協議していただきます。第7は、議案第13号、令和元年度一般会計補正予算と、議案第14号、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算です。13号は分割して、所管委員会へ。14号は、建設厚生委員会へ付託されます。第8は、施政方針演説です。初日はこれで終了となります。ページの裏面をごらんください。3月5日の日程第2号、6日の日程第3号は、本会議一般質問でございます。なお、6日の日程は通告人数により休会となる可能性がございます。3月11日、日程第4号、本会議、新年度関係議案、予算審議であります。別紙11ページ、隣の11ページをあわせてごらんください。第2から第4は、提案説明の後、質疑となります。質疑は所管の所属委員会の委員は質疑できません。また、質疑は議案ごとに3回以内の制限があります。付託先は、第2は、総務文教委員会、第3は、建設厚生委員会、第4は、産業経済委員会、第5は、新年度関係予算です。提案説明の後、通告による総括質疑が行われます。最後に、委員会へ付託されます。この最終日の第6につきましては、内容によりましては、延会する場合がございます。恐れ入ります2ページに戻ってください。3月11日、先ほども、御説明させていただきました繰り返しになりますが、11日の午後2時46分には、東日本大震災の黙祷を、その前後で入れていただくようになりますが、よろしく願いいたします。そして、12日の日程につきましても御説明し

ましたとおりです。次は、3月24日分ではありますが、この間に、委員会があるわけでございますが、この議事日程は、本会議についてのみ定めるものでございますので、委員会については記載してございません。一番最後の3月24日、日程第6号、最終日、この日は午後1時からとなります。付託案件につきまして委員長報告、質疑、討論、採決となります。人事案件は提案説明、質疑、採決となります。ちなみに討論はございません。また、閉会中の所管事務調査、管内調査について、議決をしていただきます。なお、閉会后、その場にて、退職課長の挨拶の時間をいただく予定となっております。恐れ入ります。レジュメ1ページへお戻りください。下段の日程第6についてですが、議案第12号一般会計補正予算第9号保育園舎の外壁と、その学校の冷暖房の工事にかかる、増額の補正予算についてでございます。執行部では、予算議決後、入札し、契約する必要があることから初日、即決の議決を希望しております。この審議方法について協議をお願いします。四角で囲みのある議会運営マニュアルにおきましては、定例会中における提出案議案の議案審議は、原則として、所管委員会に関係議案を審査付託するのが例である。とあります。そこで、議案方法案1は、所管委員会付託する方法です。なお、補正の内容から総務文教委員会への付託となろうかと思えます。それぞれの流れについて、確認のため説明させていただきます。まず、審議方法案1でございます。市長提案の後、総括質疑があり、委員会付託となります。委員会審査後、委員長報告を作成していただき、本会議を再開し、委員長報告後、質疑、討論、採決となります。(2)の審議方法案2といたしましては、本会議場での即決の方法です。会議規則に基づく質疑回数3回は適用除外となりますし、所管制限もなしということで審議。質疑、討論、起立採決となります。後ほど、日程第6の審議方法について御協議願います。最後、日程第8において市長が施政方針演説を行います。以上、議事日程案を説明いたしました。お願いします。

○委員長(佐藤栄一) はい。ただいま議事日程について説明がありましたが、まず、初日の日程第6、議案第12号の議案審議方法について、皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。

[挙手者なし]

○委員長(佐藤栄一) ないですか。それでは、事務局長から説明がありましたが、年度内の手続がある関係上、この議案審議につきましては、委員会付託をしないで、初日に採決するという形をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) はい。御異議なしと認め、そのように進めさせていただきたいと思えます。その他の議事日程について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) ないようでしたら、お諮りします。議事日程についてはただいま説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) 御異議なしと認め、議事日程についてはこのようにすることで決定されました。次に④追加議案について説明願います。事務局長。

○事務局長(築田和志) それでは、レジュメの2ページ、下段をごらんください。追加案件は記載のとおり今のところございません。以上です。

○委員長(佐藤栄一) 追加議案は、今のところなしということでよろしく願います。次に、⑤請願陳情及び要請の受け付け状況について、一括説明願います。局長。

○事務局長(築田和志) 本日現在の状況でございますが、請願はございません。なお、陳情につきましては、1件

ありましたので御報告申し上げます。最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書でございまして、新潟県労働組合連合会は、産業経済委員会に付託となります。なお、要請としましては、今のところございません。以上です。

- 委員長（佐藤栄一） はい。請願陳情要請については、説明のとおりです。なお、本日以降、招集日3日前までに提出があった場合には改めて議運は開催せず、その取り扱いは議長に一任することをお願いいたします。

2) 全員協議会報告事項

- 委員長（佐藤栄一） 次に2) 全員協議会報告事項について、一括説明願います。事務局長。

○事務局長（築田和志） それではレジュメの3ページの中段、議会側の全員協議会をご覧ください。①議会側は3月2日、9時15分から委員会室にてということでございます。まず1点目は、議会運営委員会の3月定例会運営の結果報告について。次に、一般質問日程の日割りについて。次に、議会運営委員会における議会改革の検討状況について。次に、議会報告会意見交換会の開催について。次に、常任委員会における予算審議の確認事項について。次に、令和2年度予算の議会費となりますが、こちらの概要説明について、それから妙高市議会議員倶楽部の令和元年度収支報告について。最後に、政務活動費の収支報告及び交付申請についてということで説明させていただきます。次に、②執行部側の全協でございます。3月2日月曜日、初日、本会議終了後、本会議場において、引き続きとなります。まず1点目、令和2年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について、健康保険課から説明があり、資料もございます。こちらにつきましては令和2年度の税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について報告するものでございます。次に、第3保育園、斐太南保育園、矢代保育園、統合園建設工事の実施設計の結果報告等について、こども教育課から、資料を含めて説明がございまして、こちらにつきましては第3保育園、斐太南保育園、矢代保育園の統合園の建設工事の実施設計の経過及び結果について、報告がなされるというものでございます。次に、妙高山、火打山入域料の本格実施についてということで、こちらは、環境生活課から資料を含めて説明がございまして、内容は、妙高山、火打山における入域料の本格実施について報告するものでございます。次に、一般廃棄物処理手数料の改定について、こちら、引き続き環境生活課から、資料を含めて説明がございまして、令和2年9月定例会において手数料の改定を予定していることから、改定理由やスケジュール等について報告するものでございます。次に、妙高クリーンセンターの大規模改修工事について、こちら環境生活課から資料を含めて御説明があります。内容は、妙高クリーンセンターの大規模改修工事を計画していることから、概要や年次計画について報告するものでございます。以上5件を予定しております。以上です。

- 委員長（佐藤栄一） はい。全員協議会について説明がありましたが、何か。ございますか。渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 第3保育園、斐太南保育園の実施設計の経過ってということなんですけれども、先般もあったんですが、これはちゃんと、平面図もつくのかどうかの確認なんですけど…。

○事務局長（築田和志） はい。資料が提出されるということしかきいておりませんが、その詳細の資料の内容までは確認できておりません。

○渡部委員（渡部道宏） 先般、道の駅の関係でもやはり平面図というのを大変重要だというふうにうちの党では思っておりますので、できれば平面図をお願いしていただきたいと。以上でございます。

○事務局長（築田和志） この後ですね、また、こども教育課に、この辺を確認して、できる限りわかりやすい資料をとということで、申し入れをしておきたいと思っております。

3) 協議事項

- 委員長（佐藤栄一） ほかにないようでしたら、3) 協議事項についてを議題とします。①執行部側から、市議会の議会運営に関する対応について（お願い）の対応についてでございます。各委員会への付託案件の審査等における副市長の出席についてと、それから議員、個人への資料提供についてという2点で、先般、来ておりました。11月25日それから1月21日の議運で検討しましたが、結論には至りませんでした。その際、2月の議運で結論を出すことにしてありました。この間、2月14日に小委員会を開催して検討してまいりましたが、案としてこのたたき台としてですね、提案してまいりたいと思いますが、よろしくお願ひします。副市長の出席につきましては、3月定例会は、市長出席とし、他の定例会は、副市長、ただし、市長の出席を求めることができるようにするということです。議員個人への資料提供ですが、定例会一般質問、議案審査等における資料請求については、令和2年4月より、皆様方のお手元に添付しております、糸魚川様式に準じた様式で対応したいなということでございます。この2つについて皆様方から御意見を願ひしたいと思ひます。渡部委員。
- 渡部委員（渡部道宏） はい。御検討いただきまして、3月だけは市長確実に出ると。そのあとについては市長が出席できる。こちらから願ひすればしてもらうという形なんです。実は先般ちょっと、新発田市の議会さんにお聞きしましたら、新発田市さんでは、市長が、一般質問の答弁は全部してるんですよ。必ず議会には市長が出席するということやっていて、ほんでもって、何か詰まったときにだけ初めて課長に相談すると。市政を全部担っているのが市長であるので、市長は自分の責任において答弁をも行うという姿勢だったんです。それを鑑みますと、やはり原則論になるんですけど、原則は市長出席で、市長に何かあるときは欠席というふうな、考え方逆にするだけなんですけども、そちらのほうがいいのではないかなと思ひます。意見です。
- 小嶋委員（小嶋正彰） 私も大原則としてそれは、当然だと思うんですけども、ここで議論するのは委員会のことだと思うんですよ。やはり今、渡部議員がおっしゃられたように、私ら議員の側でもですね、一般質問だとか総括質疑、本会議場ではですね、やっぱり、課長が答弁して終わりということじゃなくて、市政一般に対する質疑ということですので、市長に姿勢を正すという事をメインと考えながらですね、委員会での質疑のような、制度がどうなるとか数字がどうだということではなくて。やはり、中身の濃い、市長の考えを正すような、直ちに、一般質問のやり方だとか、そこら辺のところ、勉強しなきゃいけないというふうに議会改革の中でも指摘されておりますけれども、そこら辺のところ私、これを機会にですね。もう一度勉強し直す必要があるんじゃないかなというふうに思っております。案そのものについては私は、それでいいと思ひます。
- 委員長（佐藤栄一） 一般質問についてはまた、議会改革の中でやっていきたいと思ひます。上越市も、ほとんどが市長答弁でやって、補足は部長という形になってるのはあります。我々のほうとしては昔から最初は、市長答弁。あとは全部課長答弁という慣例というか流れになってますんで、これ今度議会改革の中で議論していかなくちゃいけない、今後の課題ではないかと思っております。では委員会につきましては、このような形で、とりあえずやってみて、今後具合が悪かったらまた変更するということがいけようか。霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 私も実はね、委員会も含めて、原則、市長出席でもって。市長に、公務云々でもって、緊急に要件が入ったってことでもって欠席の場合には副市長でも、2つという形での考えです。しかし、今言われたように、その月っていいですかね、時期になって、結構欠席が多いって、こういう形の中で、とりあえずはそれでもって様子見よう。委員会審議も、それで必要なければって、こういう形なんです。市長の出席を求めたときにはこの限りないってこの位置づけを明確にしておきながら、支障があったときには、あるいは皆さんからの意見等を踏まえた中でもって、見直しもありうるんだって、前提のもとに、とりあえず、副市長出席ということでもって、了承したっていいですかね、まとまったってこういう経緯でござい

すが。特段、皆さんから、そういう意見がなければ、その方向もありかなというふうに思いますが。とりあえずやってみるっていうのも必要かなというふうに、以上です。

○委員長（佐藤栄一） ほかにございませんか。阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私もこれまでの経過や、それから、いろいろとですね、委員含めて、議会改革の勉強も、やってきたわけですが。本日、皆さんのほうからいろいろ議論、小委員会でも議論されてですね、提案されて、今、霜鳥委員のほうからもありましたが、まずやってみて、ということもあるわけですので、私も本日の提案をまず、その方向で進めてみるということをいいのではないかとというふうに思います。

○委員長（佐藤栄一） はい。ほかにないようでしたら、今ほどの形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。次に、②今後の議会改革の取り組みについてであります。先般の議会改革、議会基本条例の研修の際に、議員の皆さん方から、条例の検証、達成度評価をしていただきました。議員の皆さんの評価と、意見を取りまとめたものを、お手元のほうに配布してあります。まずは、この評価を検討し、取りまとめ、その後は、先月実施しました先進地視察も参考にして、議会基本条例の見直しや、議会改革について、できれば3月定例会中に、議会運営委員会を開催して検討して、議論を進めたいと考えております。そのような形で、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。ではそのような形で進めたいと思います。つきましては、3月会期中に、議会運営委員会がいつ開けるかをちょっと御検討願ひたいと思います。可能性としては、3月12日の総括質疑終了後、または翌日、または19日、または、最終日目の23日というのが空いているところですが、各委員長さんにおかれましては、多分、委員会終了後は、取りまとめ作業がかなりあると思うので、可能性があるのは、12、13、あたりではないかと思うんですが。暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。それでは、次回の議会運営委員会につきましては、3月13日金曜日、13時30分から、委員会室で開催するというように決定しました。つきましては、お手元に配布の評価、達成度評価につきましては、目を通していただきまして、そのとき、議会運営委員会としての案をまとめていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。次に、③妙高市議会委員会条例の一部を改正する条例議定について、④妙高市議会会議規則の一部を改正する規則議定について、この2件につきまして、事務局より説明願ひします。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは議員発議につきまして、御説明させていただきます。まず、2件ございまして、発議第1号につきましては、妙高市議会委員会条例の一部を改正する条例議定についてということで、妙高市の組織及びその任務に関する条例の一部改正が行われて、地域共生課が新設されることになっております。それに伴って、委員会条例中の常任委員会の所管を追加するというものでございます。もう1件です。発議2号、妙高市議会会議規則の一部改正をするものでございますが、開かれた議会を実践し、広報広聴の広聴部門の充実を図るということで、構成員の見直しを図るものでございます。現在、条例規則案について調整中であります。3月定例会の最終日に、議員発議をお願ひしたいと考えております。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいまの説明に対して何かございますか。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。新しい課が新設されるというようなことで、流れからいくと、総文かなという気が

するんですが、今現在も非常に総務部が、教育委員会やら、防災やらいろいろ、非常に重たい具合になっております。委員会そのもの見直してのはなかなか時間かかるだろうし、いろんなからみもあるかと思いますが、所管の見直しということもですね、今すぐどうこうっていうことはできないかもしれませんが、それも視野に入れた議会改革を進めていただければいいんじゃないかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員より提案がございました所管の見直しというのは今までの中でも話は何度か出ております。今後の議会改革の中で、これも検討していくということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。お願いします。ほかにございますか。ないようでしたら、この2件については、3月定例会最終日に議員発議として提案することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） それでは、この件は、議会運営委員の委員会の発議となりますので、この議案については、提出者は議会運営委員長、賛成者は議会運営委員各位ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。なおこの件については、全員協議会で報告する必要がありますので、2日の全員協議会に報告したいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

4) その他

○委員長（佐藤栄一） 4) ①常任委員会における予算審議の確認事項について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） それでは、4) ①常任委員会における予算審議の確認ということで、一番裏ページの12ページをご覧くださいながら、よろしくお願いたします。この審議方法を始めてから今回で4回目ということになりますが、確認のために御説明させていただきたいと思っております。9月定例会の常任委員会での決算の審議をした要領で、この3月定例会も予算の審議をすることになりますが、委員会開催までのスケジュール、別添資料12ページのとおりまとめましたので、こちらで願いたします。表の2月23日、告示日の一番右側の事務局の欄をごらんください。委員会ごとに、款項目順に事業を一覧にした表を作成し、委員会審査用持ち資料として、議案配付時に同封いたします。そして、議員欄の告示のところですが、①各委員が質疑する内容検討していただきます。総括質疑が終了後の3月12日木曜日正午までに、事務局に質疑する事業を御連絡いただきたいと思います。これは、委員長の進行上や、他の委員が予定している質問を把握するためのものがございます。したがって、当日の質疑を聞いて、必要になった場合など、あらかじめ連絡をしていないから、当日質疑ができないというものではございませんので御承知おきください。委員長さんは、②のように、必要に応じて、委員会での打ち合わせを行ってください。なお、議員全員には、議案送付のときに持ち資料と、この資料に加え、3月2日の本会議前の全員協議会で周知することも御連絡いたします。以上でございます。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいまの説明について何かございませんか。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。内容、やり方についてはねもう定着してきてるかなというふうに思いますので、そういう方向でやりたいと思うんですが、各委員にですねこういう形で出してくださいっていう部分については、各常任委員会、それぞれ、ばらばらに皆さん集まってくださいっていうようなことでやっておりますけれども、できれば、例えば、本会議初日の、本会議終了後を、それぞれ委員会ごとに集まって、周知すると。きちっとする、こういうことを伝えるっていうようなことを統一していただければ、よろしいかなと思うんですが、よろしくお願いたします。

- 委員長（佐藤栄一） このスケジュールの全体を説明する機会がないかと。
- 小嶋委員（小嶋正彰） そういうことです。やり方とか確認する機会を3常任委員会で統一した日にできないかと思
います。
- 委員長（佐藤栄一） 3常任に。全員じゃなくてね。
- 小嶋委員（小嶋正彰） 全員じゃなくて。
- 委員長（佐藤栄一） 全協でやるんじゃないかと。
- 小嶋委員（小嶋正彰） だけど、その日だけ。統一してもらわないと。
- 委員長（佐藤栄一） 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

-
- 委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。では、ただいまの説明のとおり進めさせていただきますので、
よろしくお願ひします。その他、何かございませんか。ないようでしたら、以上をもちまして、議会運営委員会を
閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会 午前10時56分

議会運営委員会委員長	
------------	--